



脱炭素先行地域の選定について

令和3年9月
環境省大臣官房環境計画課



1. 地域脱炭素ロードマップの策定

1. 国・地方脱炭素実現会議

- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日の第1回では、ロードマップの趣旨・目的と各省・地方公共団体の取組を元に議論。関係各方面からのヒアリングを通じて、ロードマップの具体化とその実現の方策について検討を行い、令和3年4月20日の第2回では、ロードマップの骨子案を議論。
- 令和3年6月9日の第3回において、「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

●構成メンバー

＜政府＞ 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、
総務大臣（同）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
＜地方自治体＞ 長野県知事、軽米町長、横浜市長、
津南町長、大野市長、壱岐市長

●開催経緯

第1回 令和2年12月25日 ロードマップの趣旨・目的と各省・地方自治体の取組
第2回 令和3年4月20日 ロードマップ骨子案
第3回 令和3年6月9日 ロードマップ決定
※そのほか、自治体・企業等からのヒアリング（4回）や関係団体との意見交換等を実施



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

●内閣官房HP（会議資料・議事録等掲載）：
国・地方脱炭素実現会議
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/>

2. 地域脱炭素ロードマップのキーマッセージ

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① 一人一人が主体となって、**今ある技術**で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源を最大限**に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決に貢献**できる

経済・雇用

再エネ・自然資源
地産地消

快適・利便

断熱・気密向上
公共交通

循環経済

生産性向上
資源活用

防災・減災

非常時のエネルギー確保
生態系の保全

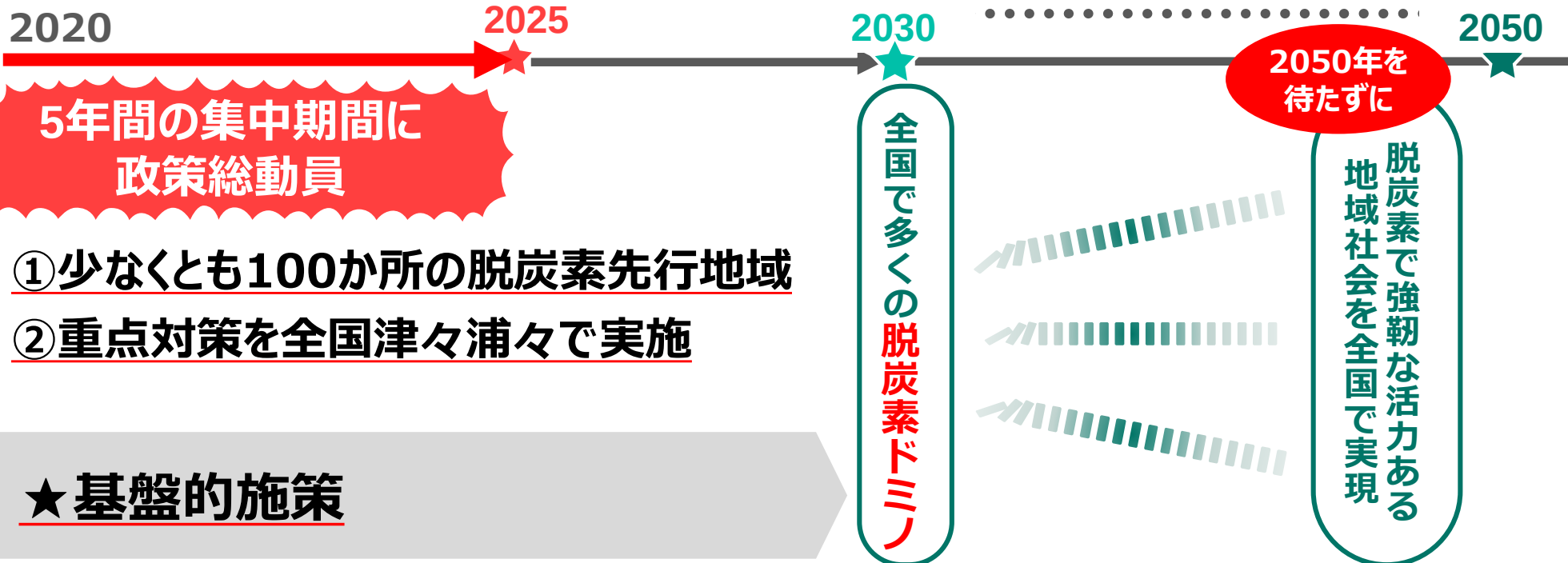
✓ 我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積当たりの太陽光発電を世界一まで拡大してきた。他方で、**再エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積**（コスト・適地確保・環境共生など）。国を挙げてこの課題を乗り越え、**地域の豊富な再エネポテンシャルを有効利用していく**

✓ 一方、環境省の試算によると、約9割の市町村で、**エネルギー代金の域内外収支は、域外支出が上回っている**
(2015年度)

✓ 豊富な再エネポテンシャルを有効活用することで、地域内で経済を循環させることが重要

3. 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ①2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ②全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

2. 脱炭素先行地域の選定

※ 以下、ご説明する内容は現時点のものであり、
今後変更の可能性もあることをご承知おきください

1. 脱炭素先行地域の定義、要件等

(1) 脱炭素先行地域とは

地域脱炭素ロードマップに基づき、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、農山漁村、離島、都市部の街区といった地域特性等に応じ再エネポテンシャルの最大活用による追加導入や住宅建築物の省エネ及び再エネ導入といった脱炭素に向けた取組内容を組み合わせ、**民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出については実質ゼロ**を実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するため、**2025年度までにそれらの道筋をつけ、2030年度までに実現させ脱炭素を達成する地域。**

- 地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、**地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取組**を実行
- **地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上**を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す

1. 脱炭素先行地域の定義、要件等

(2) 脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件

- ① **2030年度までに、先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現すること（地域内の民生部門の電力需要量を推計し、地域内の民生部門の再エネ供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等以上となる計画であること）。**
- ② **民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO2やCO2以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業、下水処理等の分野の温室効果ガスの排出についても、温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること。**

1. 脱炭素先行地域の定義、要件等

(3) 脱炭素先行地域を選定する際に国が確認する事項

- ① 地域で実現する削減レベルの要件適合性
- ② 再生可能エネルギーの発電設備の最大限の導入
- ③ 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針、災害時の想定等）
- ④ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上
- ⑤ 対象地域の規模及び当該地域に含まれるエリア特性
- ⑥ 先行地域の効果に関する定量的な指標設定や評価の実施方針
- ⑦ 改正温対法に基づく促進区域設定を含めた実行計画の策定等
- ⑧ 地域内で実施される取組の先進性・独創性、汎用性・発展性

2. 脱炭素先行地域の選定

(1) 脱炭素先行地域の範囲

脱炭素先行地域の範囲は、地理特性や気候風土等を考慮し、住生活エリア、ビジネス・商業エリア、自然エリアなど10の類型を想定している。

住生活エリア	住宅街・団地（戸建て中心）
	住宅街・団地（集合住宅中心）
ビジネス・商業エリア	地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街等）
	大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル）
	大学キャンパス等の特定サイト
自然エリア	農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）
	漁村（漁業操業区域や漁港を含む漁業が営まれるエリア）
	離島
	観光エリア・国立公園（ゼロカーボンパーク）
施設群	公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群（点在する場合を含む）

複数の類型を含む地域や上記の類型に当てはまらない地域も対象となりうる。

一つの市区町村全域での指定に限定せず、市区町村内において一つの地域のみならず複数の地域を含む場合や、一つの地域が複数の市区町村・都道府県にまたがる場合、複数の自治体（地理的に離れているものも含む）の地域間連携なども対象となりうる。

2. 脱炭素先行地域の選定

(2) 申請者

申請者として以下の主体を想定する。

- ・ 市区町村
- ・ 市区町村が参画する協議体
- ・ 市区町村と民間事業者や大学等との共同申請
- ・ 複数自治体の地域間連携
- ・ 都道府県（公共施設群に係る取組を想定）

(3) 公募の回数及び時期

公募回数は年2回程度を想定。追加公募の実施は地域の進捗状況からみて柔軟に対応。公募の都度、早期に選定を行う。（第1回は来年春頃に選定）

3. 取組状況のフォローアップ



(1) 基本的な支援体制

地方環境事務所と関係省庁の地方支分部局等は、脱炭素先行地域と定期的に取り組状況をフォローアップする。また、その機会に限らず、地方環境事務所が窓口となって脱炭素先行地域に対し情報提供等のサポートを随時行う。

(2) 年度ごとの進捗評価

環境省は年度ごとに、有識者検討会において脱炭素先行地域の取組状況に係る評価分析を実施し、脱炭素先行地域にフィードバックする。

評価に当たっては、定期的フォローアップしている脱炭素先行地域の取組状況、関連法令に基づく報告、交付金が交付されている場合はその年度報告、地域経済分析のツール等を活用する。

(3) 脱炭素先行地域が行う自己評価

脱炭素先行地域は少なくとも計画の最終年度末、計画終了から3年後及び2030年度末に自らの取組状況や結果を評価する。

今後の主なスケジュール（見込み）



9月17日～	自治体向け説明会（オンライン）
12月中	公募要領及びガイドブック※案を公表 自治体向け説明会（オンライン）
1月以降	公募実施
3月中	予算案成立と共に、ガイドブック※の策定・公表
来年春頃	脱炭素先行地域を選定、公表
以降、順次公募実施	

※地域脱炭素ロードマップにおいて、国の関係府省庁間で連携しつつ、地域と暮らしに関する各分野の施策に着実に取り組むこととしており、ガイドブックにおいて、先行地域づくりの要件や手続き、関係省庁の各種支援ツール等を整理し取りまとめ、反映する予定。

まずは、
お近くの地方環境事務所まで
ご相談ください！



地方環境事務所 お問い合わせ先



事務所	問合せ先メールアドレス・連絡先	管轄
北海道地方環境事務所 環境対策課	REO-HOKKAIDO@env.go.jp 011-299-1952	北海道
東北地方環境事務所 環境対策課	CN-tohoku@env.go.jp 022-722-2873	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県
福島地方環境事務所 総務部渉外広報課	reo-fukushima@env.go.jp 024-563-5197	福島県
関東地方環境事務所 脱炭素チーム	CN-KANTO@env.go.jp 048-600-0815 048-600-0157	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県
中部地方環境事務所 環境対策課	REO-CHUBU@env.go.jp 052-955-2134	富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県
近畿地方環境事務所 環境対策課	CN-Kinki@env.go.jp 06-6881-6503	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国四国地方環境事務所 環境対策課	CN-CHUSHIKOKU@env.go.jp 086-223-1581	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国事務所 環境対策課	CN-SHIKOKU@env.go.jp 087-811-7240	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州地方環境事務所 環境対策課	KYUSHU-KANTAI@env.go.jp 096-322-2411	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県